

マドリード日本人会イベント出店規定 要旨

Rev. 01 2008年11月4日

1. 出店申し込み

出店の申し込みは、申込書、必要書類と共にマドリード日本人会宛に行います。日本人会主催担当部署が申込書と業務内容や出店品目などに基つき審査を行い、出店の可否を決めます。

2. 出店料の支払い

出店者は指定された期日までに、出店料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出店料の入金が確認されない場合は、出店許可が取り消される場合もあります。

3. 出店の変更・取り消し

出店の取り消しまた出店の申し込みに際して申し込んだ内容の変更は、その理由を明記した文書をマドリード日本人会宛に提出して下さい。出店確定後の取り消しについては、次のような取り消し料を申し受けます。ただし、天変地異や災害などの不測の事故の場合の取り消し料は不要とします。

- a) イベント開催予定日より14日前まで：出店料の50%
- b) イベント開催予定日の7日前から開催予定日：出店料の100%

4. 転貸しの禁止

出店者は日本人会の書面による承諾なしにその出店権利を転貸し、交換、譲渡することはできないものとします。

5. 出店について

- a) 出店の転貸しはできません
- b) 出店位置は日本人会が決定します
- c) 出店品目は出店品目に記載された品目に限定されます
- d) 他の出店者の迷惑にならないようにしてください
- e) 出店物の搬入、設置は決められた時間内に行ってください
- f) ポスター、チラシなどの宣伝物は所定の場所への掲示のみ許可とします

6. 出店の解除

- a) 次に示す項目に該当する行為がある場合、日本人会は出店許可を解除することがあります。出店許可の解除にあたって、出店料は返却されません。また、解除にあたって出店者への営業補償は行われません。
 - ・ 出店料が支払われない場合
 - ・ 転貸しが行われたとき
 - ・ 他の出店者への迷惑行為が行われたとき
 - ・ 日本人会の指示にしたがわない場合
- b) 販売物、展示物、装飾物に対し、日本人会が不適切と判断されるものは、その販売、展示を禁止する場合があります。日本人会の指示にしたがわない場合は、出店の解除を行うこともあります。
 - ・ 盗品、横流し品、他の出店者から購入したものなど
 - ・ 法令などにより禁止され、販売中止命令がでているもの
 - ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 政治、宗教、思想活動に関するもの
 - ・ 不潔悪臭を発するもの
 - ・ 動物類、衛生上の問題のある飲食物
 - ・ 防災上危険の生じる恐れのあるもの
 - ・ 賭博に関するもの
 - ・ 日本人会の許可を得ずに内容が変更されたもの
 - ・ コピー商品

7. 損害賠償

出店期間中の人的、物的損害にたいしての賠償責任は、出店者にあります。また、出店者の責任により、マドリード日本人会に発生した損害、賠償責任はすべて出店者が負うこととします。